

サンプスギ林総合対策事業実施要領

最終改正：令和5年6月13日

サンプスギ林総合対策事業（以下「本事業」という。）の実施については、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知）、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知）、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）、林業関係事業補助金交付要綱、千葉県森林整備事業実施要綱、千葉県森林整備事業実施要領（以下「実施要領」という。）、サンプスギ林総合対策事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）によるほか、本要領によるものとする。

第1 事業内容

要綱第3条に規定する被害森林の再生、被害木の運搬については、それぞれ次の（1）及び（2）に掲げる要件を満たすものとする。

（1）被害森林の再生

ア 被害木の伐倒、搬出

(イ) スギ非赤枯性溝腐病等による病害を受けた森林（以下「被害森林」という。）のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当する森林において行うものとする。

- a 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5の規定による市町村森林整備計画（以下「市町村森林整備計画」という。）において、森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項として定められる、病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分とされている森林であること。
- b 森林法第10条の11第1項の規定による施業実施協定が締結されている森林であること。
- c 森林法第11条の規定による森林経営計画が策定されている森林であること。
- d 自助努力等によっては適切な整備が期待できない森林において、市町村と森林所有者等による協定（本事業による補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年間は皆伐を行わない旨を定める協定をいう。以下同じ。）が締結されていること。
- e aからdの他、市町村長が、公益的機能の回復を図るため早急に整備する必要があると認める森林であること。

(ロ) 被害木の伐倒、林外搬出、及び枝条整理で、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- a 被害森林の本数被害率が25%以上であること。
- b 被害森林の1ha当たりの立木材積が120m³以上であり、皆伐であること。
- c 1施行地（1施行地とは、原則として接続する区域とする。以下同じ。）の面積が0.1ha以上であること。
- d bの皆伐により得られる素材（以下「被害材」という。）については、林外

に搬出し、活用を図ること。

- e 本事業により伐倒、搬出を実施した場合は、原則として、その実施の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽による更新を行うものとする。

イ 跡地の植栽

本事業により被害木の伐倒、搬出を実施した跡地への植栽であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (ア) 植栽する樹種は、市町村森林整備計画に適合した人工造林の樹種であること。
- (イ) 市町村森林整備計画に適合した植栽本数であること。
- (ウ) 1施行地の面積が、0.1ha以上であること。

(2) 被害木の運搬

(1) 被害森林の再生で、伐倒、林外搬出した被害材を林外において活用するために必要な運搬とする。

第2 事業計画

- 1 本事業を実施しようとする市町村長は、所管する林業事務所長（以下「所長」という。）が別に定める期日までにサンプスギ林総合対策事業年度計画書（別記第1号様式）を作成し、所長に提出するものとする。
- 2 所長は、1の提出があったときは、書類及び必要に応じて行う現地調査により、当該計画を審査するとともに予算の範囲内で、補助金の交付予定額を決定し、要綱第4条の規定による申請の期日と併せて別記第3号様式により市町村長に通知するものとする。

第3 交付決定

所長は、要綱第4条の規定による交付申請があったときは、規則第4条の規定によりその内容を審査し、適当と認める場合は速やかに交付を決定するとともに、規則第6条の規定により別記第4号様式により市町村長に通知するものとする。

第4 補助金受領者に対する条件

補助金受領者に対し、所長は補助金の交付にあたって次に掲げる条件を付する。

- (1) この補助金は、事業目的以外に使用してはならない。
- (2) 補助事業を遂行中、県の要求があったときは、事業遂行に関し必要な報告をしなければならない。
- (3) 補助事業者は、この補助金に係る法令、規則、要綱、要領、その他関係通知等に従わなければならない。
- (4) 補助事業の内容について要綱第5条の一に定める変更をする場合においては所長の承認を受けなければならない。
- (5) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、所長の承認を受けなければならない。
- (6) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに所長に報告しその指示を受けなければならない。

第5 実績報告

要綱第8条の規定による実績報告書には、以下の書類を添付すること。

- (1) 位置図（縮尺5万分の1の地形図又は適宜の管内図に施行地の位置とその番号を記したもの）
- (2) 施業図（別記第5号様式）
- (3) 被害木の運搬を実施した場合、被害木の運搬に係る写真、検知野帳、納品書の写し等運搬の確認ができる資料
- (4) 施行地内訳表（要綱別紙2）
- (5) 間接費を加算する場合、現場労働者に係る社会保険等の加入状況調査表（要綱別紙3）

第6 調査

1 竣工検査

所長は、要綱第8条の規定により実績報告書が提出されたときは、「森林整備事業竣工検査内規」（以下「検査内規という。」）及び実施要領第3の6の(2)、(3)及び(5)の規定を準用して竣工検査を行う。

2 調査方法

測量、材積及び被害率等の調査は検査内規を準用することとする。

第7 補助金額の算出

(1) 被害木の伐倒、搬出

ア 補助金額の算出は、実施要領第3の7の(1)、(2)、(3)のイ及びエの規定を準用する。

イ 市町村が被害森林の再生を行う者に対し、補助を行う場合の市町村の補助金額の算出には、実施要領第3の7の(2)のエに規定する間接費及び実施要領第3の7の(3)に規定する査定係数を適用しなくてもよいこととする。

(2) 跡地の植栽及び被害木の運搬

補助金額の算出は、実施要領第3の7の(1)の規定を準用する。

ただし、査定係数は100とする。

第8 額の確定

所長は、完成調査の結果に基づいてその内容を審査し、実績報告に係る成果が交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し、規則第14条の規定により別記第6号様式により市町村長に通知する。

第9 報告

所長は、規則第6条の規定による交付の決定の通知及び規則第14条の規定による額の確定を行ったときは、速やかに別記第7号様式により知事に報告するものとする。

第10 指導・助言

- 1 所長は、本事業の円滑な推進を図るため、必要に応じて、進捗状況を把握し事業主体及び関係団体に指導・助言を行うものとする。
- 2 市町村長は、本事業の円滑な実施を図るため、必要に応じて、関係団体に助言・指導を行うものとする。

第11 その他

要綱及び本要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に知事が定めるものとする。

附 則

- 1 本要領は、令和元年度の予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行に伴い、サンプスギ林再生・資源循環促進事業実施要領（平成25年7月30日）は廃止する。
- 3 本要領は、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。
- 4 本要領は、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。
- 5 本要領は、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。
- 6 本要領は、令和4年12月6日以降の令和4年度の予算に係る補助金から適用する。
- 7 本要領は、令和5年度の予算に係る補助金から適用する。

年度サンプスギ林総合対策事業年度計画書

番 号
年 月 日

林業事務所長 様

市町村長

サンプスギ林総合対策事業の実施について、サンプスギ林総合対策事業実施要領第2の1の規定により下記のとおり提出します。

記

事業区分	事業内容	事業量
被害森林の再生	伐倒、搬出	ha , m ³
	植栽	ha
被害木の運搬	運搬	m ³

注 事業量は小数第3位を切り捨て、小数第2位止めとする。ただし、運搬は10m³未満を切捨てとすること。
注 事業量の材積は被害森林の再生に係る事業の場合は伐採する被害木等の立木材積、被害木の運搬に係る事業の場合は運搬する素材材積を記入する。

添付資料:位置図(縮尺5万分の1の地形図又は適宜の管内図に施行地の位置とその番号を記したもの)

年度サンプスギ林総合対策事業施行地内訳表(要綱別紙2)

サンプスギ林総合対策事業(被害森林の再生)計画野帳(別記第2号様式)

計画等の写し(森林経営計画、市町村と森林所有者等による協定のいずれか)※

※伐倒、搬出の場合のみ添付

別記第2号様式（第2の1関係）

サンブスギ林総合対策事業（被害森林の再生）計画野帳

1 被害木の伐倒、搬出

○プロットNo.

標準地調査野帳

立木No	胸高直径(cm)	樹高(m)	材積(m ³)	風倒被害有無	立木No	胸高直径(cm)	樹高(m)	材積(m ³)	風倒被害有無
1					26				
2					27				
3					28				
4					29				
5					30				
6					31				
7					32				
8					33				
9					34				
10					35				
11					36				
12					37				
13					38				
14					39				
15					40				
16					41				
17					42				
18					43				
19					44				
20					45				
21					46				
22					47				
23					48				
24					49				
25					50				

被害木には○を付ける。

標準地面積(ha)	全立木本数(本)	被害木本数(本)	本数被害率(%)	風倒被害率(%)
伐採前全立木材積(m ³)		ha当たり伐採前全立木材積(m ³)		伐採前刈払いの有無
				有 ・ 無

市町村 大字 地番
調査年月日 年 月 日

注1 材積は、原則として樹種ごとの立木幹材積表を使用して求める。

注2 標準地の設定方法は、以下のとおりとする。

(1) 標準地の規模

現地条件等により、次のいずれかの方法により標準地を定める。

ア 1箇所当たり対象木5列×10本 計50本以上

イ 1箇所当たり100㎡以上の方形又は円形プロット

(2) 標準地の箇所数

施行地の面積に応じて、以下のとおりとする。

1ヘクタール未満 :1箇所以上

1ヘクタール以上2ヘクタール未満 :2箇所以上

2ヘクタール以上5ヘクタール未満 :3箇所以上

5ヘクタール以上10ヘクタール未満 :5箇所以上

10ヘクタール以上 :7箇所以上

別記第3号様式（第2の2関係）

番 号
年 月 日

様

林業事務所長

年度サンブスギ林総合対策事業補助金の内示について

年度サンブスギ林総合対策事業について、下記のとおり内示しますので、サンブスギ林総合対策事業補助金交付要綱第4条の規定により補助金交付申請書を作成し、 年 月 日までに提出してください。

記

1 内示額 補助金額 円

（市町村）

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度サンプスギ林
総合対策事業補助金については、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53
号）第4条の規定により、金 円に交付決定する。

年 月 日

林業事務所長

記

- 1 補助事業者は、この補助金に係る法令、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号）、林業関係事業補助金交付要綱、千葉県森林整備事業実施要綱、千葉県森林整備事業実施要領（以下「森林整備要領」という。）、サンプスギ林総合対策事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）、サンプスギ林総合対策事業実施要領、その他関係通知等に従わなければならない。
- 2 補助事業の内容
補助事業の内容は、年 月 日付け 第 号で申請のあった「 年度サンプスギ林総合対策事業補助金交付申請書」に記載のとおりとする。
- 3 この補助金は、事業目的以外に使用してはならない。
- 4 補助事業を遂行中県の要求があったときは、事業遂行に関し必要な報告をしなければならない。
- 5 補助事業の内容について要綱第5条の一に定める変更をする場合においては、林業事務所長（以下「所長」という。）の承認を受けなければならない。
また、国庫補助事業及び県単独事業にまたがる経費の配分の変更については所長の承認を受けなければならない。
- 6 補助事業を中止し又は廃止する場合においては、所長の承認を受けなければならない。
- 7 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに所長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 8 補助金の確定額は、次の各号により算出した額の合計額とする。
 - （1）被害木の伐倒、搬出については、補助事業に要した配分経費に係る実支出額に要綱に定める補助率を乗じて得た額と、配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更された額。）とのいずれか低い額とする。
 - （2）跡地の植栽及び被害木の運搬については、補助事業に要したそれぞれの配分経費に係る実支出額に要綱に定める補助率を乗じて得た額の合計額と、それぞれの配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更された額。）の合計額とのいずれか低い額とする。
- 9 補助事業者は、所長の承認を受けないで補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内（市町村と森林所有者等による協定（本事業による補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年間は皆伐を行わない旨を定める協定をいう。）に基づき実施する場合にあっては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年を経過するまでの間）に当該補助事業の施行地を森林以外の目的に転用（補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該施

行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。) する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為(森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。) その他補助目的を達成することが困難となる行為をしてはならない。

なお、やむを得ず転用等を行う場合にはあらかじめ所長の承認を得なければならない。

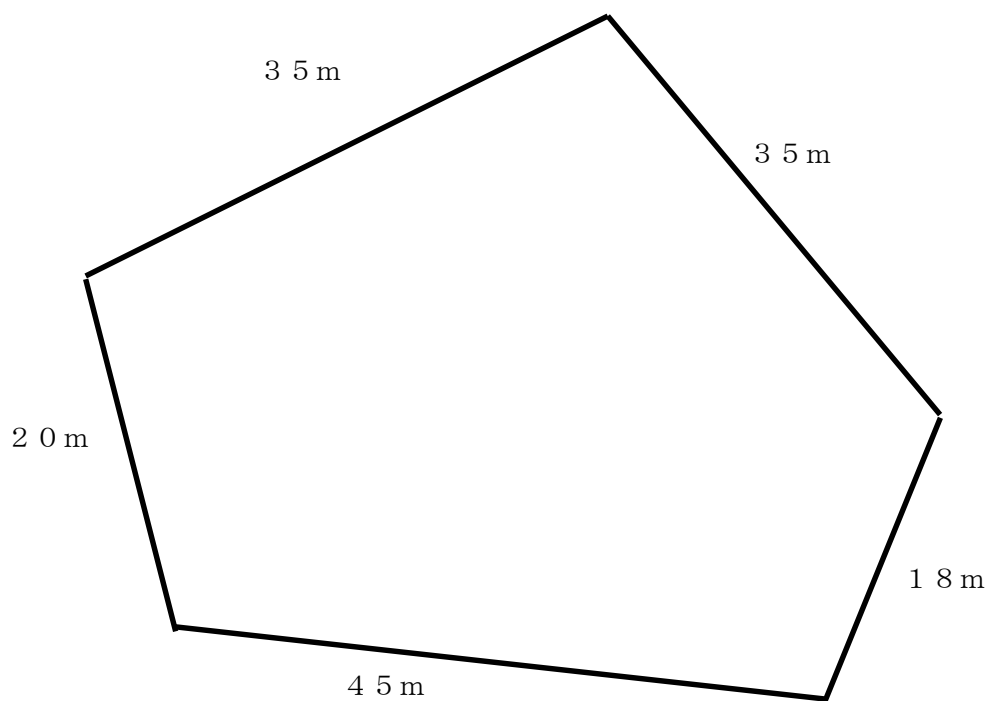
- 10 補助事業者は、前記9により所長の承認を受けて転用等を行う場合は、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還しなければならない。

ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため前記によりがたい場合は、所長に協議することができる。

- 11 森林経営計画に基づいて行うものについては、当該計画の認定の取消しを受けた場合は、交付を受けた補助金相当額(森林整備要領第3の7の(3)のイの(ア)又はエの規定を準用して査定係数が適用されたもののうち森林経営計画に基づいて行うものについては、査定係数を100として算定される補助金相当額との差額)を返還しなければならない。
- 12 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、当該取消しに関する部分について、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。
- 13 補植、保育等成林に必要な保育管理を行い、その他所長が必要と認める事項を遵守すること。
- 14 この補助金の収支決算等を明確に行っておくとともに、証拠書類を、事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年間(市町村と森林所有者等による協定(本事業による補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年間は皆伐を行わない旨を定める協定をいう。)に基づき実施する場合はおおむね10年間)保存すること。
- 15 補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、速やかに要綱別記第3号様式による実績報告書を所長に提出しなければならない。
- 16 補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 17 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額(未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 18 消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、当該補助金交付申請番号等を速やかに所長に報告するとともに、所長の返還命令を受けて消費税仕入控除額に相当する補助金を返還しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除額があることを補助金交付申請書に明らかにして補助金交付申請をし、消費税仕入控除額に相当する補助金額を減額した補助金の交付を受けた場合にはこの限りではない。

施 業 図

- 1 事業名 年度サンブスギ林総合対策事業
- 2 事業内容※
（※「被害木の伐倒、搬出」又は「跡地の植栽」と記載）
- 3 事業者住所・氏名
- 4 土地所有者住所・氏名
- 5 施行地地番
- 6 面 積



縮尺 = $\frac{1}{500}$

※施行地内に既設の森林作業道がある場合は線形及び延長を記載する。

別記第6号様式（第8関係）

〇〇達第 号

（市町村）

年 月 日付け 指令第 号で交付決定した 年度
サンプスギ林総合対策事業補助金については、千葉県補助金等交付規則第14
条の規定により、交付額を金 円に確定する。

年 月 日

林業事務所長

別記第7号様式（第9関係）

年度サンプスギ林総合対策事業報告書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

林業事務所長

サンプスギ林総合対策事業実施要領第9の規定により報告します。

記

添付書類

- (1) 補助金の交付の決定文書（別記第4号様式）の写し
- (2) 年度サンプスギ林総合対策事業実績報告書（要綱別記第3号様式）の写し
- (3) 補助金の額の確定文書（別記第6号様式）の写し
- (4) 年度サンプスギ林総合対策事業実績一覧（別記第8号様式）

年度 サンプスギ林総合対策事業実績一覧

事務所名 林業事務所

区分 市町村	伐倒、搬出										植栽				
	事業	面積 (ha)	単位材積 (m ³ /ha)	単価 (千円)	間接費	査定係数	事業費 (円)	補助金額 (円)	うち国費	うち県費	植栽密度 (本/ha)	面積 (ha)	単価 (千円)	事業費 (円)	補助金額 (円)
	直接支援				1.31	1.70					針2,000~2,499				
	特定森林				1.31	1.70					針2,500~				
											広2,000~2,499				
	計		-	-	-	-					広2,500~				
	直接支援				1.31	1.70					針2,000~2,499				
	特定森林				1.31	1.70					針2,500~				
											広2,000~2,499				
	計		-	-	-	-					広2,500~				
事務所計	直接支援										針2,000~2,499				
	特定森林										針2,500~				
											広2,000~2,499				
	計										広2,500~				

区分 市町村	運搬					合計				市町村 補助金額	(参考) 市町村補助金 最低額
	運搬距離 (km)	事業量 (m ³)	単価 (千円)	事業費 (円)	補助金額 (円)	事業費 (円)	補助金額 (円)	うち国費	うち県費		
	計		-								
	計		-								
事務所計											
	計										